

1 基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない人権侵害であることを認識し、子どもが主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図っていく。また、いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進していく。

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、未然防止の活動を、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。すべての教職員が、個性や差異を尊重する態度やかけがえのない命、生きることへの適切な価値観を、日々指導を徹底し、実践していく。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- ・ふわふわ月間の取り組みや常時の学級指導において「いじめは絶対に許されない。」という風土や互いに助けあう優しい雰囲気を学校全体に醸成させる。
- ・学期始めにいじめや人権意識を培う教材を用いた道徳の授業を行う。
- ・縦割りを利用した読書活動の充実を図ったり、縦割り活動で思いやりの心を培う異学年体験活動などを推進したりすることにより、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・授業規律の共通化、分かる授業づくり、学級活動の充実や学年にあった推薦図書を設置し学級環境を整え、いじめが起こらない環境づくりをする。
- ・児童がいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような児童会活動等を推進する。

(2) 保護者・地域への取組

- ・保護者や地域住民等を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む。）防止のために、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動等を推進する。
- ・家庭訪問、個人面談などを通じて家庭との緊密な連携・協力を進める。また、西東京ルールに則って、欠席児童に対して家庭連絡を行う。

(3) 関係機関との取組

- ・管理職やいじめ対応の中心となる教員は、定期的に学校スクールカウンセラーや学校外における児童の居場所となる図書館、公民館、児童館、学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係等を構築する。

3 早期発見のための取組

- ・児童がいじめについて教職員に打ち明けられるよう、「きいてきいてカードの活用」、いじめに関するアンケートを行い、学級担任・学年の教職員による目配りなどを十分に行うことで、児童と教職員との信頼関係づくりを進める。
- ・年間3回、アンケート調査を行い、5、6年生を対象にスクールカウンセラーとの全員面談をおこなう。また、常時的な教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口を学校便りやHIPを用いて周知し、相談体制を整備する。
- ・児童の日常生活での小さな変化を記録し、教職員全体で生活指導夕会の時間を使い、報告や情報交換をすることによりいじめ等に関する情報を共有します。
- ・地域で活動する民生・児童委員や学校外において児童・生徒の居場所となる関係機関・団体から、いじめの兆候等についての情報提供を受け付ける「いじめ防止対策担当教員」を明確にし、広く広報する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・いじめを発見した場合には、特定の教職員が一人で抱え込まず、短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと「学校いじめ防止対策小委員会」を速やかに開催し、全教職員で情報を共有し、組織的対応を行う。
- ・いじめを発見した場合には、市教育委員会に必ず報告し、関係機関等と連携した対応を開始する。

(2) 被害児童・生徒への支援

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。また、解決できることを伝え、いじめられた児童の自尊感情を高めるように励まし、支える。
- ・いじめられた児童や、いじめを知らせた児童の安全を確保するために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを発見した場合には、その日のうちに家庭訪問等でいじめられた児童の保護者に面談したり、家庭に電話連絡をしたりして連絡するとともに、保護者への的確な支援・助言を行う。

(3) 加害児童・生徒への指導

- ・教育的な配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。また、スクールカウンセラー等により、自らの行動を振り返らせる教育相談を行う。
- ・いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えられるようにする指導をする。
- ・いじめを発見した場合には、いじめた児童の保護者に連絡するとともに、子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、保護者への的確な支援・助言を行う。
- ・状況に応じて、保護者会等を開催し、保護者等との情報共有ができる機会を設ける。
- ・いじめた児童やいじめられた児童の背景等に家庭環境等の要因があると思われる場合には、市関係部署や子ども家庭支援センター等と連携した対応を行う。
- ・関係機関、専門家等と日常的に相談・連携し、それぞれの機能を生かした対応を進める。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、田無警察署に相談し、対応を進める。

5 重大事態への対処

- ・命にかかわる重要な案件に対しては、「いじめ対策校内委員会」のメンバーで対応を協議し、迅速に対応する。
- ・いじめられた児童・生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・学校内で発生の事実を留めることなく、速やかに教育委員会に報告し、連携した対処を開始する。
- ・学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- ・いじめられた当事者や保護者の訴えや「きいてきいてカード」、「いじめアンケート」などでいじめの情報が得られた際、校長、副校長、生活指導担当を中心に生活指導いじめ防止担当教員や養護教諭などをメンバーとして、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策小委員会」を設置する。
- ・「いじめ対策小委員会」の組織を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ・命にかかわる重要な案件に対しては、「いじめ対策校内委員会」のメンバーで対応を協議する。

(2) 相談体制

- ・週に1回の生活指導夕会で、全体に学年や学級の情報や実態の共有化を図る。また、主任会議でも、学年の実態を報告し合うことで共通理解を図る。
- ・週に1回のスクールカウンセラーの来校に合わせて、相談の時間や校内委員会を開き、具体的な支援や方策についてもアドバイスを受けられるようにする。日常的に、教職員間で情報交換や相談ができる環境や雰囲気を作る。
- ・西東京市教育相談センター及び東京都教育相談センター等の相談先、校内の相談体制について定期的に児童、その保護者等に周知する。

7 研修体制

教職員の職層に応じた、児童・生徒への細かい気付きや教育相談等のいじめの防止に関する、スクールカウンセラーや巡回相談員等の専門家を講師とした研修を充実させ、教職員の資質能力の向上を図る。また、市関係部署との連携や、市の施策や取組についての理解も深めるようにする。いじめが起きた際に、速やかな対応を行うためにも、「教育相談体制に関する研修」や「いじめ防止基本方針」の周知・徹底・見直しに関する研修を行い、教職員の意識向上や相談対応能力向上を図る。いじめを起こさない常時的な意識の向上を図るとして「いじめの未然防止に関する研修」「いじめの対応に関する研修」など、具体的な事例研究、研修等を計画的に実施する。

また、教員のいじめに対する対応スキルを向上させるために「いじめに関する授業」の研究授業、「児童の自尊感情や自己肯定感を高めるための研修」を行う。